

令和6年11月18日（月）13時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は7ページ物で、各ページの右下に通し番号を振っております。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、早速議事を進めてまいりたいと存じます。

全国内航鋼船運航業最低賃金の改正についてでございますが、前回のこの部会以降、精力的なお話をいただいたというように思料しております。そのお話合いの結果につきまして、どちらからでも結構でございますので、ご報告をお願いしたいと存じます。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしく申し上げます。

本日第2回ということで、これまで電話であったり、それから直接お会いして話す機会もありましたので、その中で、こちらとしては考え方等それぞれ折衝等を重ねてきたということでございます。しかしながら、賃金の引上げに関する水準が、今のところ、引き上げないといけないというところは共通して、同じ方向性だという認識をしておりますけれども、賃金の引上げ額の水準がなかなかマッチングが図れないという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 使用者側はいかがでしょうか。

阿南委員。

【阿南委員】 1回目が終わりました、その後、今、遠藤委員が言われたように、お互いの話合いを持ったわけでございますけど、内容としては1回目に言った内容の多少の繰り返し、それと、数字については、やはり水準をどこに置くのか、どういう数字がいいのかということ、お互いの隔たりがあるようで、決まってはおりません。

ただ、言われたように、最低賃金ということでございますけれども、当然、何回も言いますけど、ゼロということはないだろうと。当然、世の中のことはいろいろ考えながら上げていくことには同意しているということで、具体的な数字のほうにはまだ行き着いていないというのが現状でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使双方からご報告をいただきましたけれども、いまだ合意には至っていないということですので、この場で、まず引き続きご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。

井上委員。

【井上委員】 井上です。よろしくお願ひいたします。

前回の専門部会での発言とも重複するところもあると思っておりますけれども、改めて今年の最低賃金の考え方について述べていきたいなと思っております。

まず、陸上の最低賃金が時給で平均51円と、過去最高の大幅な改定がされているという状況で、これは類似の労働者の賃金であったり、支払い能力だったり、物価指数の動向などを十分に考慮して、労働者の負担を軽減するために大幅な改善がなされたのだというふうに認識をしているところです。

そのような状況において、海運業界が陸上より低い改定というのがどうなのかという部分があります。やはり、現在喫緊の課題となっております人手不足、後継者の確保、育成の問題について、やはり陸上との競合に負けてしまって、さらなる人手不足になってしまうという懸念も十分に考えられます。このような状況において、やはり今年度につきましても、必要最低限の改善ではなくて、大幅な改善は必要であるというふうに考えております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

村田委員。

【村田委員】 先ほどお話があったとおり、言っているお話の意味というのは十分理解しております。ただ、その幅というところについてですが、やはり最賃の重みというのを、春

闘とは違い、法律で縛るというところ、縛りがあるということも含まれますと、昨年7,200円という大幅なアップという形になりました。我々組織の船会社では、特に部員の給料当たり、最低賃金と均衡しております。こういった中で、継続可能な経営を考えた場合、修繕費も含めて非常に経費が上がっている中、さらに大幅なアップというその額の問題という点で、やはり慎重に協議を進める必要があると、このように思っています。あまりスピードの出し過ぎというのに、どうしても懸念をしているところでありまして、継続的な経営という点でも警戒しなきゃいけないと、このような思いの中で交渉に当たらなきゃいけないと、思っています。

以上です。

**【野川部会長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。この場でご意見賜りたいと存じますが、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、そろそろ双方のご意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じます。結論を出すべく、一旦この場をクローズして、労使間で意見交換をしていただいて、合意を目指していただきたいと存じます。あまり時間を取れませんが、20分程度でお願いをいたします。

いつも私が繰り返し申し上げていることですが、この最低賃金専門部会、ILOによって、100年以上前に形成された3者構成という大変特殊な、国の様々仕組みを決める会議としては特殊な形を取っております。それは、民間の労使が合意をすれば、それが尊重されて国のルールが出来上がると、これぐらい労使を尊重した、評価した仕組みでございます。

にもかかわらず、もし、この場でも労使が合意できずに、私ども公益委員がそれを引き取って最低賃金額を提示しなければならないということになると、これはそうした制度それ自体の弱体化、ひいては、将来的には廃止ということまで私は恐れております。そこで、これからのお話合いによって、ぜひお互いが歩み寄って、譲り合って、私としては痛み分けという形でも結構だと思いますが、合意を形成していただきたいと存じます。合意が形成できずに、私ども公益委員が金額を提示するというということになると、私ども公益委員としても不本意ですし、また労使双方ともまずハッピーな結果にはならないだろうと私は思っておりますので、それをよく踏まえていただいて話し合っていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

( 中 断 )

**【野川部会長】** それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、

ご報告をお願いいたします。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 遠藤です。お時間いただきまして、ありがとうございます。

限られた時間の中で、それぞれ労働者側、それから使用者側ということで合意点をといますか、解決を図られるようにお互いに協議を重ねてきたんですけども、同じ水準には到達できず、合意点が見いだせなかったという状況になってございます。

以上です。

【野川部会長】 使用者側は何かございますか。

阿南委員。

【阿南委員】 双方の考え方は、1回目、今回、そして別室でも意見の相違、相違というか、違いはございません。もうお互いに理解し合っています。ただ、具体的な数字になってくると、双方に考えている数字には合意が立たないということでございます。その数字の根拠というのは、いろいろお互いにあるんですけども、やはり見いだせないということでございます。

もうここまで来ましたら、さっき呼びに来られて、あと3分だけとかいう話で延ばしてもらったんですけども、その間でも、もちろんここに来る前にちょっとお話もしてあったんですけども、それでも合意点というか、合意する数字が見いだせないというのが現状でございます。

【野川部会長】 それでは、ただいま労使双方からお話を伺いますと、大変精力的な議論を詰めたけれども、合意には至らないということですので、よろしければ、公益委員の側から何かしらの提案をさせていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、ご異存がなければ、一旦この場をクローズして、別室で、個別に労使双方の意見をお聞かせいただいて、その内容を踏まえてご提案をさせていただくと、このような形で進めさせていただきます。

ご意見の聴取は、労使それぞれにつき10分程度を目安に考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 では、よろしく願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 どうもお疲れさまでございました。

それでは、労使双方のお話も伺った上で、我々公益委員で決定した額を提案として出させていただけます。

公益委員としては、職員A、職員B、部員A、部員B一律で、今年につきましては9,000円のアップということで決めました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、最低賃金の改正について、正式に読み上げさせていただきます。

それでは、今年、最低賃金の改正につきましては、職員Aを9,000円引き上げ、職員Bを9,000円引き上げ、部員Aを9,000円引き上げ、部員Bを9,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員25万8,950円を26万7,950円に、ただし書の職員24万2,500円を25万1,500円に、部員20万350円を20万9,350円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員19万1,050円を20万500円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。厚くご礼を申し上げます。

それでは、これにて、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了いたします。

井上委員、何か。

【井上委員】 すみません。井上です。

金額に関しては先ほど部会長の報告どおりで問題ありません。最後に1点、毎年、最低賃金と同時に要望としてお願いをさせてもらっているんですけども、航海士、機関士が乗り込んでいない船舶の船長並びに機関長の賃金に関してなんですけれども、その船機長の職責を十分に考慮していただいて、最低賃金を上回るような対応をお願いしたいという意見、要望です。よろしく願いします。

以上です。

【野川部会長】 ご要望として承りました。テークノートしておきたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、改めて、これにて、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —